

「江南市下水道事業経営戦略（改定案）」に関するパブリックコメントの結果について

- (1) 意見の募集期間 令和6年12月16日（月）から
令和7年 1月15日（水）まで
- (2) 意見を提出された方 1名
- (3) 意見の件数 3件
- (4) 意見の概要及び市の考え方（※意見の概要につきましては、要約していますので
ご了承ください。）

【雨水貯留施設整備等の防災・安全対策に関する事項について】

No. 1

<p>意見の概要</p>	<p>現行の経営戦略においては、雨水貯留施設の整備や維持管理、雨水貯留浸透施設の設置に対する補助金に関する記述はありませんが、改定案においては、防災・安全対策に関する事項として、これらの事業について記載されています。雨水による浸水被害は広域的であり、それらの対応に要する費用を下水道使用者の負担とすることは適切ではなく、雨水貯留施設の整備には多額の事業費を要するため、下水道使用料への影響や企業会計の資金不足などの問題の発生が懸念されます。</p> <p>雨水貯留施設の整備については、今後も古知野南小学校及び古知野西小学校への設置も予定されていると聞きましたが、これらの問題を踏まえ、企業会計ではなく一般会計において事業を実施すべきと考えます。</p>
<p>市の考え方</p>	<p>現行の経営戦略においては、雨水貯留施設整備等の雨水対策に関連する事業については記載していませんでしたが、企業会計において実施する雨水対策事業については、企業会計の経営状況の全容を把握するため、今回の改定より、雨水貯留施設の整備などの雨水対策事業を含めた経営戦略としています。なお、公営企業である下水道事業においては、“雨水公費・汚水私費の原則”があり、雨水処理に要する整備工事費や維持管理費等の費用については、その全額を一般会計が負担するものとされており、一般会計繰出金として下水道事業に対し支出しています。このため雨水処理に要する費用は汚水処理費への算入はされておらず、下水道使用料への影響や企業会計の資金不足などの問題はありません。</p> <p>また、雨水貯留施設整備については、国による国庫補助金制度の効率的な活用を検討した上で、一般会計若しくは企業会計への予算の計上を選択しており、今後、予定している古知野南小学校</p>

	及び古知野西小学校における雨水貯留施設整備については、一般会計への予算の計上を予定しています。
--	---

【下水道区域内の市民に対する財政措置について】

No. 2

意見の概要	<p>下水道整備区域内の市民は、下水道使用料に加え都市計画税を納付しており、また、土地の所有者については、下水道事業受益者負担金も負担しており、下水道接続に要する宅内工事費用についても全額自己負担となっています。一方で、下水道整備区域外の市民が単独処理浄化槽や汲取便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合は、最大で125万9千円が支給される補助制度があります。経営戦略の改定案では5年ごとの下水道使用料の値上げも既成事実化されており、下水道の利用者の負担が大きくなっています。これらを踏まえ、下水道整備区域の内外の市民の負担の均衡を図るため、下水道整備区域内の市民に対し、下水道整備区域外における助成以上の財政措置について、改定する経営戦略に盛り込むべきです。</p>
市の考え方	<p>下水道事業については、公営企業における受益者負担の原則に基づき、汚水処理に要する経費は、原則として下水道の利用者が負担することとされています。下水道事業受益者負担金に関して、下水道が供用開始されることにより、土地の資産価値の向上に繋がること、また、標準的な合併処理浄化槽の維持管理費と比較して、下水道使用料の方が安価となるケースもあるなどの点を踏まえ、現時点では下水道整備区域内の市民に対する、特段の財政措置については予定していません。</p>

【下水道事業受益者負担金の収支バランス解消対策について】

No. 3

意見の概要	<p>下水道事業受益者負担金については、令和6年度の予算書によると、収入が358万5千円であるのに対し、事務費としての支出が404万9千円であり、令和5年度から令和6年度にかけて、事業の収支が赤字に転落しています。</p> <p>事業の収支が赤字である以上、収支バランスの解消対策について経営戦略において触れるべきと考えます。</p>
市の考え方	<p>令和6年度の予算においては、令和6年3月31日付けで新規に下水道供用開始した区域が布袋南部土地区画整理事業施行地区内の一部のみとなっていたため、事業の収入と支出とを比較すると、支出が大きくなっていますが、令和7年度においては、現</p>

	<p>在、整備を進めております、和田・般若地区及び一部の市街化調整区域の新規の供用開始を予定しており、事業の収入は支出を超える見込みであり、また、下水道事業の経営成績については収益的事業全体の収支で判断するものであるため、現時点においては、下水道事業受益者負担金制度の改正等による収支バランスの解消対策についての経営戦略への記載については予定していません。</p>
--	--